

栗山町ケアラー支援条例

目的（第1条）

ケアラー支援の基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者、関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

定義（第2条）

ケアラーとは
高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

基本理念（第3条）

- ・ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。
- ・ケアラー支援は、町、町民、事業者、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

町の責務（第4条）

- ・ケアラー支援に関する施策の実施
- ・町民参加の機会を提供

町民-事業者の役割（第5-6条）

- ・ケアラー支援の必要性の理解
- ・町の施策への協力
- ・従業員の勤務の配慮・支援

関係機関の役割（第7条）

- ・町の施策への協力
- ・ケアラーの意向を尊重、健康状態生活環境等を確認、支援の必要性の把握

推進計画（第8条）

- ・ケアラー支援に関する基本方針
- ・ケアラー支援に関する具体的施策

ケアラー支援推進協議会の設置（第9条）

- ・計画の策定、見直し
- ・各施策の評価